

令和3年度第2回 胎内市福祉有償運送運営協議会 議事録

と き 令和4年1月11日(火) 午後1時30分～2時10分

と ころ 301 会議室

委員1名欠席

1 開会あいさつ：高橋副市長

胎内市は公共交通の資源が乏しい。

虚弱な高齢者の支援を行う福祉有償運送の有効活用について審議をお願いしたい。

2 用途の変更について 資料1・2・3

「胎内市内の医療機関の通院支援」を利用目的に追加したい。

●福祉有償運送実施主体である NPO 法人ふるさと奥山の荘と協議。「胎内市内の通院支援」について実施可能との回答あり。

質問：県立新発田病院への送迎は検討できないか（平川委員）

回答：

（斎藤委員）新発田病院の送迎を実施した場合、「送迎に係る経費（拘束時間や手間、送迎の距離等）」に比べて、受領する金額が少なすぎる。料金体系の検討が必要。

（事務局）新発田病院の他にも、県立坂町病院、佐野医院（坂町）、笹川医院（金塚）の利用者も多い。また、福祉有償運送を行う運転員が現在3名であり、新発田病院の通院で拘束されると、他の人の利用に支障がでる可能性がある。

まずは、胎内市内の医療機関に限定した支援を実施し、その状況に応じて、市外医療機関の通院支援についても検討していきたい。

（斎藤委員より）コロナの影響もあり、「福祉有償運送運転者講習」が開催されていない。運転員を増やしたいが受講できない状況にある。

（佐久間委員より）県の認定を受けている事業所等が実施機関となっており、社会福祉協議会や自動車学校の一部が認定を受けている。

去年はコロナ禍で開催が難しかったようだが、ある程度の人数が集まれば開催可能であるため、是非要望を挙げてもらいたい。

★**福祉有償運送の利用目的に「胎内市内の医療機関の通院支援」を加えることで合**

意。

3 福祉有償運送登録有効期間の更新について 資料4

福祉有償運送有効満了日：令和4年3月4日 ※1か月前までに、県へ更新登録申請が必要。

【福祉有償運送の必要性について協議】

・議題2「用途の変更」を含め、移送の際に支援が必要な高齢者の「通院・買い物支援」のニーズは高まっている。

質問：更新した場合、次回の有効期間は（高橋会長）

回答：

（事務局）令和4年3月5日～令和7年3月4日（3年間）

★**福祉有償運送の更新登録申請について合意。**

4 その他

(佐久間委員より) 事業所の飲酒運転根絶取組強化について

(事務局より) 委員の委嘱：R3年4月1日～R5年3月31日。あと1年間よろしくお願いたします。

(閉会)